

大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託 企画提案公募要領

大阪府では、Beyond EXPO 2025 において、めざすべき都市像のひとつに「大阪独自の魅力を発揮したワクワク・オモロいを掻き立てるエンタメ都市」を掲げ、大阪ならではの魅力を一段と高め、観光消費の拡大と地域経済への波及をめざし、新たな都市魅力の創出・発信や府内周遊に取り組んでいます。

万博を契機に多くの観光客が来阪された一方で、大阪市外への訪問率は依然として相対的に低い数値に留まっており、多くの方が大阪市内中心地で滞在し、また他府県に移動されているのが現状です。今後も引き続き、大阪への観光需要の拡大を図っていくため、地域資源の魅力の創出・発信とともに、観光客に府内各地を巡ってもらう直接的な仕掛けづくりに取り組むこととしています。

本業務では、令和7年度に実施した「大阪府内周遊モデルツアー実施業務」（以下、「モデル事業」という。）の成果と課題を踏まえ、新たな観光コンテンツとなり得る周遊ツアーを企画造成・実施することで、来阪者の府内周遊を促進し、その経済効果を大阪全体に波及させることを目的とします。また、実施にあたっては、採算性や需要の定着状況を検証・改善し、将来的には、民間事業者による継続的・自立的な周遊ツアーの展開をめざします。

1 業務の概要

大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託

(1) 業務の目的

地域資源の魅力を巡る周遊ツアーを企画造成・実施することで、大阪市内に集中する観光客やその経済効果を府内各地へ分散させること。また、将来的には、民間事業者が主体となって継続的に周遊ツアーを展開できるよう、市場を形成することを目的とします。

(2) 業務内容

別紙「大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託 仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）まで

(4) 契約上限金額

21,251,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和8年4月7日（火曜日）	公募開始
令和8年4月10日（金曜日） ～5月7日（木曜日）	説明会開催（インターネットによる動画配信）
令和8年4月17日（金曜日）	質問受付締切
令和8年5月8日（金曜日）	提案書類提出締切
令和8年5月中旬（予定）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年5月下旬（予定）	契約締結・業務開始
令和9年3月31日（水曜日）	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ⑧ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次の①から③のいずれにも該当しない者であること。

- ① 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- ② 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ③ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (8)府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布方法

公募要領及び各種様式は、魅力づくり推進課ホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/syuuyu_tour_koubo.html

※窓口・郵送による配布は行いません。

② 受付期間

令和8年4月7日（火曜日）から令和8年5月8日（金曜日） 午後5時まで

③ 受付場所

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

住所：〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー37階）

電話番号：06-6210-9302

（電話連絡：土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後1時を除く午前10時から午後5時まで。）

④ 提出方法

事前に電話連絡の上、書類は必ず受付場所に持参してください。

※持参以外の方法（郵送・メール等）による提出は受け付けません。

⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

① 応募申込書（様式1）：1部）

② 企画提案書（様式2）：正本1部、副本10部 ※別添仕様書に基づき作成）

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

③ 応募金額提案書（様式3）：正本1部、副本10部）

④ 事業実績申告書（様式4）：正本1部、副本10部）

上記（様式4）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：正本1部、副本10部）

⑤ 共同企業体で参加の場合

ア 共同企業体届出書（様式5）：1部）

イ 共同企業体協定書（写し）（様式6）：1部）

ウ 委任状（様式7）：1部）

エ 使用印鑑届（様式8）：1部）

オ 事業実施体制の組織表（様式自由：1部 ※各構成員の役割分担等が明示されているもの）

⑥ 誓約書（参加資格関係）（様式 9）：1部

【添付書類】（正本1部を提出してください。共同企業体で参加の場合、すべての構成員分を提出してください。）

① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

② ア 法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

イ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

ウ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ 株主資本等変動計算書

⑤ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

ア 常時雇用労働者数が40人以上の事業主の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

イ 常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式 10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ① 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

- ② 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- ③ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。
- ④ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入、副本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルのみを記入してください。
 <正本の記入例>「大阪府周遊ツアー推進事業」提案書 株式会社〇〇（法人名等）
- ⑤ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 提案を求める事項

(1) 周遊ツアーの企画造成・実施業務

本事業を通し、大阪市内に集中する観光需要を府内各地へ誘導し、将来的には、民間事業者が主体となって継続的に周遊ツアーを展開できる市場形成を図ることを目的としています。

このため、モデル事業の成果及び課題を踏まえ、大阪市内と関西国際空港間を移動する際に府域の地域資源を観光するツアー（以下、「空港アクセス型ツアー」という。）と、ツアー全体を通して特定の統一したテーマ等に基づいた体験ができるツアーや、IPやエンタメコンテンツ等を活用した付加価値の高い周遊ツアー、もしくは、移動時の乗り物に工夫したツアー（以下、「体験型ツアー」という。）を実施することとし、必ずこれらを1つずつ提案してください。また、「空港アクセス型ツアー」、「体験型ツアー」に加えて、府内各地の魅力を余すことなく発信するための周遊ツアーの提案も可能とします。

なお、単発的なツアー事業とならないよう、観光客の行動分析をはじめとする多様なデータや知見を活用し、継続性・発展性が期待できる具体的な周遊ツアーを企画造成、実施し、その過程で明らかとなる課題や改善点を整理することを前提とします。

(提案を求める事項)

- ① 多くの方々からの注目を集め、集客が期待できる周遊ツアーの企画
 ※モデル事業の成果及び課題を踏まえ、空港アクセス型ツアー、話題を集める体験型ツアーについて、これまでの実績や独自のノウハウ等を活用した企画の提案を求める。
 ※上記ツアー以外で、府内各地の魅力を余すことなく発信するための周遊ツアーの提案については評価対象とする。
 ※ツアー参加料金の設定等を含む本事業の収支計画について提案すること（合計金額・費目ごとの内訳を含む）。
- ② 府が提示するツアー実施期間で想定している集客人数とその根拠。また、それを達成するための手法と工夫

(2) 周遊ツアーのプロモーション業務

企画造成した周遊ツアーを大阪の新たな観光のコンテンツとして効果的に国内外に向けて発信し、集客につなげるための広報企画（ターゲット層、アプローチ手法、展開先等）について提案してください。なお、周遊ツアーの内容や事業目的に応じたキービジュアルを設定し、タビナカに加えて、特にタビマエ段階での情報接触を重視し、国内外の観光客等に対して、戦略的かつ多角的なプロモ

ーションとなるよう工夫を行うこと。

提案にあたっては、モデル事業の成果及び課題を踏まえ、SNSの活用を前提に企画を提案してください（SNS以外の効果的な広報手法の提案も妨げない）。また、関心が低い層への効果的な訴求手段についても提案してください。

(提案を求める事項)

- ① 本事業の趣旨・目的を踏まえたプロモーション全体の考え方・戦略
※モデル事業の成果及び課題を踏まえ、SNSの活用を必須とする。ただし、(1)の内容やこれまでの実績や独自のノウハウ等により、それ以外の広報手法の活用も可能とする。
- ② 周遊ツアーに関心が低い層へ訴求する手段等

(3) 事業の実施体制及びスケジュール

本業務を契約期間内において、計画的かつ効率的に実施するため、以下の事項について提案してください。

(提案を求める事項)

- ① 本業務を安全かつ円滑に実施できる事業実施体制及び人員配置について提案してください。
- ② 契約期間内における、企画、準備、実施、報告までの全体スケジュールについて提案してください。
- ③ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似事業の実績、ネットワーク等）があれば提案してください。
- ④ 事業者が主体となり、各エリアの市町村や観光地域づくりDMO(※)等とも連携し、周遊ツアーを造成してください。ツアーごとに連携先の関係機関について、具体的な提案をしてください。

※参考：観光地域づくりDMO

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/dmotoha.html

6 説明会

本業務の詳細に関する説明動画（30分程度）をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信期間

令和8年4月10日（金曜日）午前10時から令和8年5月7日（木曜日）正午まで

(2) 視聴申込方法

- ① 電子メール（メールアドレス：toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。
- ② 「件名」に「説明会視聴申込み：大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託（法人名等）」と明記してください。
- ③ 電子メール本文に「法人名等」「視聴者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。
- ④ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9302）をお願いします。

（電話連絡：土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後1時を除く午前10時から午後5時まで。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

※応募にあたって、説明動画の視聴は必須ではありません。

- ⑤ メール の 到達確認後、配信期間になりましたら、視聴用 URL を送信します。メール送信後、2 開庁日が過ぎても視聴用 URL が届かない場合は、電話連絡をお願いします。

(3) 視聴申込期限

令和 8 年 5 月 6 日（水曜日）午後 5 時まで

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 4 月 17 日（金曜日） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

- ① 電子メール(メールアドレス:toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。
- ② 「件名」に「質問：大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託（法人名等）」と明記してください。
- ③ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9302）をお願いします。
（電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後 1 時を除く午前 10 時から午後 5 時まで。）
※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。
- ④ 質問への回答は魅力づくり推進課ホームページ
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/syuuyu_tour_koubo.html) に、
令和 8 年 4 月 24 日（金曜日）頃を目途に掲示し、個別には回答しません。

8 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。なお、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があります。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合には採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画造成等業務	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的や内容等を正しく理解し、観光客の行動分析等の多様なデータや知見を活用した企画となっているか。 ・ 想定している集客人数を達成するための手法・工夫や採算性 の見通しが合理的に示され、また、当該周遊ツアーの将来的な 継続・発展が期待できるか。 ・ 提案される全周遊ツアーの実施を通し、大阪府域への集客と 府内各地の魅力の発信が期待できる企画となっているか。 ・ タビナカでも参加しやすい企画・運営計画となっているか。 	20 点

	空港アクセス型ツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内と関西国際空港間の移動の間で、魅力ある府域観光が効率よく組み込まれており、集客が期待できるか。 ・集客の観点から、航空会社や海外旅行事業者との連携が図られ、インバウンドが参加しやすい企画・運営計画となっているか。 	20点
	体験型ツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・話題性及び体験価値の高いツアー、もしくは、移動時の乗り物に工夫したツアー内容となっており、集客が期待できるか。 ・府内各地の魅力を一層引き立て、新たな観光のコンテンツとして発展性が期待できるものか。 	20点
	プロモーション業務	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の観光客等に向けた、来阪前の認知拡大や集客促進が期待できるようなプロモーションの仕様になっているか。 ・インバウンド向けのプロモーションのターゲットとして、周遊ツアーの内容に応じた国や地域が設定されており、かつ、当該エリアに有効な媒体・手段等でプロモーションとなっているか。 ・周遊ツアーに関心の低い層の興味関心や参加意欲を喚起するような工夫がなされているか。 	20点
	事業実施体制及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ）が期待できるとともに、事業を確実かつ円滑に実施できる体制か。 ・実効性の高いスケジュールとなっているか。 ・府内市町村や観光地域づくりDMO等との連携は期待できるか。 	12点
	障がい者雇用	常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。	3点
	価格点	<ul style="list-style-type: none"> ・価格点の算定 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 	5点
合 計			100点

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/syuuyu_tour_koubo.html）において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

ア 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点及び提案金額

イ 全提案事業者の名称 *申込順

ウ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容はアに同じ

エ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント

オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

カ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

9 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - ② 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - ② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ③ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - ④ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - ⑤ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - ⑥ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - ② 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、

地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

③ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

10 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。